

内訳書

項目 番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
10	YRT-1D(/3664)	Y R T－1 D非常用位置指示ブイ		ZSE	1	J MU横浜事業所 磯子工場	2028/01/31	Y R T－1 D非常用位置指示ブイ
20	ZEIKINTOU_KEIRI	税金等_経理		ZEA	1	内訳のとおり	2028/01/31	

調達要求番号：G24-C28-2000530772-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	-	仕様書番号	MKP-J-51102-10
名称	YRT-1D非常用位置指示ブイ	大臣承認年月日	-
		作成年月日	平成4年10月8日
		改正年月日	令和8年6月26日
		海上幕僚監部装備計画部艦船・武器課	

1 一般事項

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の艦艇において使用するYRT-1D 非常用位置指示ブイ（以下“装置”という。）の調達について規定する。装置の仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお、この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

2) 仕様書

M12S-G-00017 海自ロジスティクス基盤システム用基礎データ作成共通仕様書

3) 法令等

船舶安全法（昭和8年法律第11号）

電波法（昭和25年法律第131号）

自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）

装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）

海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領について（通達）（海幕装備第5625号。10.12.8）

b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）

2 品名及びカタログ製品名

2.1 品名、カタログ製品名及び数量

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名並びに数量は、表 1 による。

表 1 ー品名、カタログ製品名及び数量

品名	カタログ製品名	数量
非常用位置指示ブイ	日本無線(株)製 Tron 60AIS 又は同等以上のもの（他社の製品を含む）	1 組

2.2 構成

構成は、表 2 による。

表 2 ー構成

番号	品名	数 量	備考
1	ブイ	1 個	—
2	自動離脱装置	1 個	—

2.3 機能・性能

この製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下“ソースコード等”という。）の埋込み又は組み込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならぬ。また、この装置及び同等以上の製品と判断するための機能・性能は、次による。

2.3.1 406MHz 送信機

a) 送信周波数 406.0MHz ～ 406.1MHz

b) 電波型式 G1BまたはG1D

2.3.2 121.5MHz 送信機

a) 送信周波数 121.5MHz

b) 電波型式 A3X

2.3.3 AIS 送信機

a) 送信周波数 161.975MHz, 162.025MHz

b) 電波型式 F1D

2.3.4 GNSS受信機

全球測位衛星システムによる位置情報受信機能を有すること。

2.3.5 連続作動時間

48時間以上

2.3.6 検定

この装置は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、電波法（昭和25年法律第131号）に基づく型式検定に合格したものでなければならない。

3 特別な要求

3.1 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書で指定にする場合を除き、**NDS Z 8011**による一種銘板を取り付ける。

なお、銘板もしくはその近傍に**M12S-G-00017**の**4.4**による装備品QRコードを表示する。

3.2 塗装

塗装は、製造会社の仕様による。

3.3 電波監理に関する事項

工事設計が電波法（昭和25年法律第131号）に適合すること。また、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次に示す資料を提出する。

3.3.1 移動局等施設事項書・移動局等試験成績表

次に示す自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）における無線局申請に必要な機器の諸元を記載した移動局等施設事項書及び移動局等試験成績書を社内検査成績書と同梱し、提出する。ただし、**e)～g)**については、総務省が認める無線機器型式検定合格、技術基準適合証明又は、工事設計認証の証書の提出をもって代えることができる。

なお、**a)**については中心周波数及び周波数範囲、**c)～g)**については実測値または設計値を提出する。

- a)** 送信周波数
- b)** 電波型式
- c)** 空中線電力及び許容偏差
- d)** 占有周波数帯域幅の許容値
- e)** 周波数許容偏差
- f)** 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度
- g)** スプリアス領域における不要発射の強度

4 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領書による。ただし、製品検査は、社内検査成績書をもってかえることができる。

5 その他の指示

5.1 出荷条件

5.1.1 包装

包装は、商慣習による。

5.1.2 包装の表示

包装の表示は、**M12S-G-00017**の**4.5**による。

5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書で指定する場合を除き、**表3**による。

なお、細部については、**5.2.1**から**5.2.3**による。

表 3－1 提出書類

番号	書類名	提出先及び提出部数			秘密 区分	備考
		調達要求元	海上自衛隊 補給本部	現品 添付		
1	検査成績書 ^{b)}	－	－	1	なし	－
2	取扱説明書 ^{c)}	－	1 ^{a)}	1	なし	－
3	類別引用資料	M12S-G-00017による。 ^{a)}			なし	－
4	装備品等の構成要素データ	M12S-G-00017による。 ^{c)}			なし	－
5	メンテナンス関連データ	M12S-G-00017による。 ^{c)}			なし	－
注 ^{a)}	初号機又は改造機の調達時のみ提出する。					
注 ^{b)}	社内検査成績書又は社内合格証明書をもって代えることができる。					
注 ^{c)}	現品添付以外は電子媒体による。					

5.2.1 取扱説明書

取扱説明書は、会社既版のものを提出する。ただし、海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領について（通達）（海幕装備第5625号。10. 12. 8）に基づき表紙等を作成し，納入の2か月前までに調達要求元及び海上自衛隊補給本部に提出し，事前に審査を受けなければならない。

5.2.2 類別引用資料

類別引用資料は、装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）に基づく装備品等について，M12S-G-00017によって作成する。

5.2.3 装備品等の構成要素データ及びメンテナンス関連データ

契約の相手方によって作成したデータを元に，基礎データ諸元検討を経て追加又は修正を行うもの。契約の相手方は，基礎データ諸元検討に際し，M12S-G-00017により官が実施する会議に参加し，または官が実施する諸元の聞き取りに応じるなどして，基礎データ諸元検討を支援するとともに，基礎データ諸元検討の結果を踏まえて，官の指示によりデータの修正を行う。

5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品は，調達しないものとする。

5.4 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	G24-C28-2000530772-00
	調達要求年月日	8.10.7
	作成部課	海上自衛隊補給本部艦船・武器部艦船・武器第3課
	作成年月日	8.10.7
品名	非常用位置指示ブイ Y R T - 1 D	
仕様書番号	M K P - J - 5 1 1 0 2 - 1 0	
指定事項：この調達は、次による。		
4 監督・検査		
監督・検査は、海上自衛隊経理執務要領（海幕経 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日）による。		
5.2 提出書類		
この調達における 表 3 番号 5 は、不要とする。		
5.2.1 取扱説明書		
海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領について（通達）（海幕装備第 5 6 2 5 号。1 0 . 1 2 . 8 ）の適用及び審査を除外とする。		